様式第二十二の備考４中「22から26まで」を「23から27まで」に、「備考26」を「備考27」に改める。

様式第三十一の五の備考３、様式第三十二の備考、様式第三十四の備考２及び様式第三十六の備考２中「22から25まで」を「23から26まで」に改める。

様式第三十八の備考３、様式第四十の備考及び様式第四十二の備考２中「22から26まで」を「23から27まで」に、「備考26」を「備考27」に改める。

様式第四十四の備考８、様式第四十六の備考４、様式第四十八の備考４、様式第五十の備考及び様式第五十二の備考３中「22から25まで」を「23から26まで」に改める。

様式第五十三の備考中「21から25まで」を「22から26まで」に改める。

様式第五十四の備考９中「22から26まで」を「23から27まで」に改める。

様式第五十四の二の備考３及び様式第五十五の備考４中「22から25まで」を「23から26まで」に改める。

様式第六十一の二の備考12中「21から25まで」を「22から26まで」に改める。

様式第六十四の三の備考２、様式第六十五の二の備考２、様式第六十五の四の備考、様式第六十五の六の備考２、様式第六十五の九の備考、様式第六十五の十一の備考、様式第六十五の十三の備考２、様式第六十五の十五の備考、様式第六十五の十七の備考、様式第六十五の十九の備考、様式第六十五の二十一の備考、様式第六十五の二十三の備考、様式第六十五の二十五の備考２及び様式第六十九の備考８中「22から25まで」を「23から26まで」に改める。

様式第七十の備考３中「及び大学等技術移転促進法第12条第１項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）」及び「及び認定事業者」を削り、同様式の備考４中「22から25まで」を「23から26まで」に改める。

様式第七十一の備考４及び様式第七十二の備考３中「22から24まで」を「23から25まで」に改める。

様式第七十三の備考11、様式第七十四の備考７及び様式第七十五の備考６中「22から25まで」を「23から26まで」に改める。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第十四の備考６中「及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第12条第１項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）」及び「及び認定事業者」を削る。

（意匠法施行規則の一部改正）

第三条　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付について登録料を納付しようとする者（登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）が同号の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、当該登録料納付書に必要な事項を記載して同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略することができる。

第十五条第一項中「第十九条第二項」を「第十九条第七項」に改める。

第十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の二の規定により、当該登録料納付書に必要な事項を記載して意匠法第十四条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略する場合は、この限りでない。

第十九条第一項中「第十九条第二項」を「第十九条第七項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　手続をした者は、前項において準用する特許法施行規則第九条の二に規定する第一項又は第二項の届出をすることなく、新たな代理人により第九条の二の規定に基づき意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとするときは、前項において準用する特許法第四条の三第三項ただし書の規定にかかわらず、その代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。

様式第二の備考７中「及び【整理番号】の欄を設けて、」を「の欄を設けて「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように」に、「年月日及び」を「年月日を記載し、次に【整理番号】の欄を設けて、」に改め、「出願番号】の欄を設けて」の下に「意願○○○○－○○○○○○」のように」を、「及ばない。」の下に「この場合において、本意匠の意匠登録の番号を知つたときは、【出願番号】の欄に代えて【登録番号】の欄を設け、「意匠登録第○○○○○○○号」のように本意匠の意匠登録の番号を記載することができる。」を加え、同様式の備考20、備考24、備考27及び備考28中「第19条第２項」を「第19条第３項」に改め、同様式の備考29中「第10条第１項」を「第９条第１項」に改め、同様式の備考30及び備考32中「第19条第２項」を「第19条第３項」に改め、同様式中備考42を備考43とし、備考41を備考42とし、備考40を備考41とし、備考39の次に次のように加える。

40　意匠法第２条第２項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第六の備考11中「10」の下に「まで及び14に規定される画像図（意匠法第２条第２項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）」を加え、同様式の備考14中「斜視図」の下に「、画像図」を加え、同様式の備考21中「表す図】」」の下に「、【画像図】」」を加える。

様式第十四の備考８ハ中「設け、次」を「設け、その欄」に、「ように」を「ように」に改め、「の番号を記載する」の下に「か、又は【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第○○○○○○号」のように本意匠に係る意匠登録の番号を記載する」に加え、「意匠登録出願の願書」に改める。

様式第十八の備考８中「「【納付者】の」を削り、同備考に次のただし書を加える。

ただし、第18条第２項ただし書の規定によるときは、【納付者】の欄の「【氏名又は名称】は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。

同様式中備考18を備考22とし、備考17を備考21とし、備考16を備考20とし、同様式の備考15中「第42条第５項ただし書」の下に「及び同法第67条第６項ただし書」を「により登録料」の下に「又は登録料及び手数料」を加え、同備考を同様式の備考19とし、同様式の備考14中「備考17」を「備考21」に改め、同備考を同様式の備考18とし、同様式中備考13を備考17とし、備考10から備考12までを１ずつ繰り下げ、備考13の次に次のように加える。

14　手続をした者の新たな代理人が第９条の２の規定に基づき意匠を秘密にすることを請求する旨を登録料納付書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、【納付者】の欄の次に【代理人】の欄を設けて、当該代理人の【識別番号】、【住所又は居所】及び【氏名又は名称】を記載し、その横に印を押す。ただし、登録料を納付しようとする者が当該代理人と同一の者である場合は、この限りでない。

15　代理人が弁理士のときは、【住所又は居所】の次に【弁理士】と記載し、弁護士のときは、【弁護士】と記載する。

16　第９条の２の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を登録料納付書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、【納付年分】の欄の上に【秘密にすることを請求する期間】の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、意匠法第42条第５項ただし書及び同法第67条第６項ただし書の規定により、現金により登録料及び手数料を納付したときは、登録料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。また、【意匠登録出願人】の欄には、【氏名又は名称】の上に【識別番号】及び【住所又は居所】を記載しなければならない。